

青森県報

号外第二十三号

平成二十八年
三月二十五日
(金曜日)

目 次

条 例

青森県行政不服審査提出書面等交付手数料等の徴収に関する条例	(総務学事課)	二
青森県農産物地域登録検査機関登録手数料等徴収条例	(農産園芸課)	四
青森県建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料等徴収条例	(建築住宅課)	六
地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例	(人事課)	四
青森県部等設置条例の一部を改正する条例	(同)	五
青森県附属機関に関する条例の一部を改正する条例	(同)	六
任期付研究員の採用等に関する条例及び任期付職員等の採用等に関する条例の一部を改正する条例	(同)	六
職員の分限に関する手続及び効果についての条例の一部を改正する条例	(同)	四
青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例	(同)	四
青森県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例	(同)	四
職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	(同)	四
職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	(同)	五
職員の退職手当に関する条例及び青森県県税条例の一部を改正する条例	(人事課)	五
青森県公舎条例の一部を改正する条例	(行政経営課)	五

青森県情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例	(総務学事課)	六
青森県情報公開条例の一部を改正する条例	(同)	六
青森県個人情報保護条例の一部を改正する条例	(同)	六
青森県県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例	(税務課)	六
青森県消費生活条例の一部を改正する条例	(県民生活課)	三
青森県青少年健全育成条例の一部を改正する条例	(青少年・男女共同参画課)	四
青森県保健師・助産師・看護師修学資金貸与条例の一部を改正する条例	(医療薬務課)	五
青森県介護保険法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例	(高齢福祉課)	六
青森県職業能力開発促進法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例	(労政・能力開発課)	七
青森県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例	(林政課)	六
青森県国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例	(農村整備課)	六
青森県国営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例	(同)	六
青森県港湾管理条例の一部を改正する条例	(港湾空港課)	六
青森県都市公園条例の一部を改正する条例	(都市計画課)	六
青森県長期優良住宅建築等計画認定申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例	(建築住宅課)	三
青森県学校職員定数条例の一部を改正する条例	(教育課)	三
青森県立少年自然の家条例の一部を改正する条例	(教育課)	三
青森県白神山地ヒジターセンター条例等の一部を改正する条例	(教育課)	三
青森県警察職員定員条例の一部を改正する条例	(警察本部)	三
青森県議会委員会条例の一部を改正する条例	(議事事務局)	三

青森県行政不服審査提出書面等交付手数料等の徴収に関する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第六号

青森県行政不服審査提出書面等交付手数料等の徴収に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号。以下「法」という。）第三十八条第一項（法第九条第三項において読み替えて適用する場合並びに法第六十六条第一項、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十八条第一項、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九条第三項（同法第四十八条第九項、第五十二条の三第二項（同法第五十三条の四第二項（同法第八十四条、第九十六条及び第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。）、第八十四条、第九十五条第三項及び第九十五条の二第三項において準用する場合を含む。）、第九十八条第七項（同法第一百一十一条において準用する場合を含む。）、第九十九条第九項（同法第百条第二項及び第百条の二第二項（これらの規定を同法第百十一条において準用する場合を含む。）並びに第百十一条並びに農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第十三条の五、農住組合法（昭和五十五年法律第八十六号）第十一条、集落地域整備法（昭和六十二年法律第六十三号）第十二条及び市民農園整備促進法（平成二年法律第四十四号）第六条において準用する場合を

含む。）、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二百十六条第一項及び第二項（市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第五条第三十二項において準用する場合を含む。）、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第百二十六号）第七条第四項並びに農業振興地域の整備に関する法律第十一条第七項（景観法（平成十六年法律第百十号）第五十五条第四項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による書面若しくは書類の写し又は電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付及び法第八十一条第三項において準用する法第七十八条第一項の規定による主張書面若しくは資料の写し又は電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付に関する事務に係る手数料等の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

（手数料の納入）

第二条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める手数料を納入しなければならない。

一 法第三十八条第一項の規定による書面若しくは書類の写し又は電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付（行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）第十一条第一号又は第二号に掲げる交付の方法によるものに限る。）を受ける者

行政不服審査提出書面等交付手数料 用紙一枚（両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を一枚とする。）につき 十円（カラーで複写され、又は出力された用紙にあつては、三十円）

二 法第八十一条第三項において準用する法第七十八条第一項の規定による主張書面若しくは資料の写し又は電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付（前号に規定する交付の方法によるものに限る。）を受ける者

行政不服審査主張書面等交付手数料 用紙一枚（両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を一枚とする。）につき 十円（カラーで複写され、又は出力された用紙にあつては、三十円）

（手数料の減免）

第三条 審理員（法第十一条第二項に規定する審理員をいう。）（法第三十八条第一項の規定を法第九条第三項において読み替えて適用する場合にあつては、審査庁（同条第一項に規定する審査庁をいう。））又は青森県行政不服審査会（青森県附属機関に関する条例（昭和三十六年一月青森県条例第十四号）別表第二に規定する青森県行政不服審査会をいう。）は、前条各号に掲げる者が経済的困難により行政不服審査提出書面等交付手数料又は行政不服審査主張書面等交付手数料を納入する資力がないと認めるときは、法第三十八条第一項又は法第八十一条第三項において準用する法第七十八条第一項の規定による交付の求め一件につき二千円を限度として、行政不服審査提出書面等交付手数料又は行政不服審査主張書面等交付手数料を減額し、又は免除することができる。

（送付に要する費用）

第四条 第二条第二号に掲げる者は、法第八十一条第三項において準用する法第七十八条第一項の規定による交付を送付により受けるときは、当該送付に要する費用を負担しなければならない。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

青森県農産物地域登録検査機関登録申請手数料等徴収条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第七号

青森県農産物地域登録検査機関登録申請手数料等徴収条例

(趣旨)

第一条 この条例は、農産物検査法(昭和二十六年法律第四百十四号。以下「法」という。)(第十七条第二項及び農産物検査法施行令(平成七年政令第三百五十七号。以下「政令」という。)(第五条第一項第二号の規定による地域登録検査機関(同項第一号に規定する地域登録検査機関をいう。以下同じ。)(の登録、法第十八条第三項において準用する法第十七条第二項及び政令第五条第一項第四号の規定による地域登録検査機関の登録の更新並びに法第十九条第三項において準用する法第十七条第二項及び政令第五条第一項第六号の規定による地域登録検査機関の変更登録の申請手数料の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(手数料の納入)

第二条 別表に掲げる者は、同表に定める手数料を納入しなければならない。

(手数料の納入方法)

第三条 手数料の納入は、青森県収入証紙をもってしなければならない。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

別表(第二条関係)

手数料を納入すべき者	手数料	
	名称	金額
一 法第十七条第二項の規定による登録検査機関の登録(地域登録検査機関に係るものに限る。)(を受けようとする者	農産物地域登録検査機関登録申請手数料	十五万円

<p>二 法第十八条第三項において準用する法第十七条第二項の規定による登録検査機関の登録の更新（地域登録検査機関に係るものに限る。）を受けようとする者</p>	<p>農産物地域登録検査 機関登録更新申請手 数料</p>		<p>一万百円</p>
<p>三 法第十九条第三項において準用する法第十七条第二項の規定による登録検査機関の変更登録（地域登録検査機関に係るもので、法第十七条第四項第三号の農産物の種類の増加又は同項第四号の登録の区分の増加に係るものに限る。）を受けようとする者</p>	<p>農産物地域登録検査 機関変更登録申請手 数料</p>	<p>法第十七条第四項第三号の 農産物の種類の増加の場合 法第十七条第四項第四号の 登録の区分の増加の場合</p>	<p>三万円 十五万円</p>

青森県建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料等徴収条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第八号

青森県建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料等徴収条例

(趣旨)

第一条 この条例は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号。以下「法」という。）第二十九条第一項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定、法第三十一条第一項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定及び法第三十六条第一項の規定による建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請手数料の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(手数料の納入)

第二条 別表に掲げる者は、同表に定める手数料を納入しなければならない。

(手数料の納入方法)

第三条 手数料の納入は、青森県収入証紙をもってしなければならない。

附則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

別表(第二条関係)

手数料を納入すべき者	手数料		金額
	名称	区分	
一 法第二十九条第一項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定(以下「計画認定」という。)を受けようとする者	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	知事が定める者があらかじめ法第三十条第一項第一号に掲げる基準(以下「認定基準」という。)	四千元
		一戸建ての住宅(住宅の用途以外の用途に供する部分(以下「非住宅部分」という。)を有しないものに限る。以下同じ。)	八千元
		共同住宅等(共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。)	一万八千元
		共同住宅等の住戸の数が四以下の場合	八千元
		共同住宅等の住戸の数が五以上十五以下の場合	一万八千元
		共同住宅等の住戸の数が十六以上四十五以下の場合	四万円
		共同住宅等の住戸の数が四十六以上の場合	七万三千元

に適合す
ると認め
た場合

非住宅建築物(住宅の
用途以外の用途のみに
供する建築物をいう。

以下同じ。)又は複合
建築物(住宅の用途に
供する部分(以下「住
宅部分」という。)及
び非住宅部分を有する
建築物をいう。以下同
じ。)の非住宅部分

非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部
分の床面積の合計が三百平方メートル未
満の場合

八千円

非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部
分の床面積の合計が三百平方メートル以
上二千平方メートル未満の場合

二万四千元

非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部
分の床面積の合計が二千平方メートル以
上五千平方メートル未満の場合

七万三千元

非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部
分の床面積の合計が五千平方メートル以
上一万平方メートル未満の場合

十一万六千元

非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部
分の床面積の合計が一万平方メートル以
上二万五千平方メートル未満の場合

十四万六千元

非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部
分の床面積の合計が二万五千平方メー
トル以上の場合

十八万三千元

複合建築物の住戸の数が一の場合

四千元

複合建築物の住戸の数が二以上四以下の
場合

八千元

		分		非住宅部	
		複合建築物の住戸の数が五以上十五以下の場合	一万八千円	複合建築物の住戸の数が十六以上四十五以下の場合	四万円
		複合建築物の住戸の数が四十六以上の場合	七万三千円	複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル未満の場合	八千円
		複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満の場合	二万四千円	複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満の場合	七万三千円
		複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満の場合	十一万六千円	複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満の場合	十四万六千円

				その他の 場合	一戸建ての住宅	共同住宅等 又は複合建築物の住戸	複合建築物の非住宅部分の床面積の合計 が二万五千平方メートル以上の場合	十八万三千元					
				共同住宅等の住戸の数が四以下の場合	共同住宅等の住戸の数が五以上十五以下 の場合	共同住宅等の住戸の数が十六以上四十五 以下の場合	共同住宅等の住戸の数が四十六以上の場 合	四千元に一の共 同住宅等又は複 合建築物に係る 住戸について計 画認定を受けよ うとする住戸の 数（以下この号 において「計画 認定住戸数」と いう。）を乗じ て得た額					
									三万四千元	六万三千元	十万五千元	十七万九千元	二十五万六千元

非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成二十八年経済産業省国土交通省令第一号。以下「省令」という。）	省令第一号イ(1)の基準を用いる場合	非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満の場合	非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が三千平方メートル未満の場合	非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が一万平方メートル以上
非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が三千平方メートル未満の場合	非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が三千平方メートル以上二千平方メートル未満の場合	非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満の場合	非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満の場合	非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が一万平方メートル以上
二十万七千円	三十三万六千円	四十八万円	五十九万九千円	六十九万九千円

		省令第八 条第一号 イ(2)の基 準を用い る場合	
場合 上五千平方メートル未満の 合計が二千平方メートル以 上の非住宅部分の床面積の 非住宅建築物又は複合建築 物の非住宅部分の床面積の 合計が二千平方メートル以 上五千平方メートル未満の 場合	場合 上二千平方メートル未満の 合計が三百平方メートル以 上の非住宅部分の床面積の 非住宅建築物又は複合建築 物の非住宅部分の床面積の 合計が三百平方メートル未 満の場合	非住宅建築物又は複合建築 物の非住宅部分の床面積の 合計が三百平方メートル未 満の場合 七万九千円	上二万五千平方メートル未 満の場合 非住宅建築物又は複合建築 物の非住宅部分の床面積の 合計が二万五千平方メー ートル以上の場合 七十九万七千円
二十一万五千円	十三万三千円	七万九千円	七十九万七千円

		物	住宅部分			
		複合建築	住宅部分			
複合建築物の住戸の数が十六以上四十五の場合	複合建築物の住戸の数が五以上十五以下の場合	複合建築物の住戸の数が二以上四以下の場合	複合建築物の住戸の数が一の場合			
			非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上の場合	三十九万七千円		
			非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満の場合	三十三万八千円		
			非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満の場合	二十八万千円		
			非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が五千平方メートル未満の場合	二十八万千円		

				分	非住宅部	合	複合建築物の住戸の数が四十六以上の場 合	以下の場合
				る場合	省令第八 条第一号 イ(1)の基 準を用い る場合			
複合建築物の非住宅部分の 未満の場合	複合建築物の非住宅部分の 床面積の合計が五千平方メー トル以上一万平方米メートル 未満の場合	複合建築物の非住宅部分の 床面積の合計が二千平方メー トル以上五千平方メートル 未満の場合	複合建築物の非住宅部分の 床面積の合計が二千平方メー トル以上五千平方メートル 未満の場合	複合建築物の非住宅部分の 床面積の合計が三百平方メー トル以上二千平方メートル 未満の場合	複合建築物の非住宅部分の 床面積の合計が三百平方メー トル未満の場合	二十万七千円	二十五万六千円	
六十九万九千円	五十九万千円	四十八万円		三十三万六千円				

		省令第八 条第一号 イ(2)の基 準を用い る場合			
複合建築物の非住宅部分の 床面積の合計が二万五千平方メートル以上五万平方メートル未満の場合	二十八万千円	複合建築物の非住宅部分の 床面積の合計が二万平方メートル以上五万平方メートル未満の場合	二十一万五千円	複合建築物の非住宅部分の 床面積の合計が二万五千平方メートル以上の場合	七十九万七千円
複合建築物の非住宅部分の 床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満の場合		複合建築物の非住宅部分の 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満の場合	十三万三千円	複合建築物の非住宅部分の 床面積の合計が三百平方メートル未満の場合	

		<p>二 法第三十一条第一項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定（以下「計画変更認定」という。）を受けようとする者</p>				
		<p>建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料</p>				
		<p>知事が定める者があらかじめ認め認定基準に適合すると認められた場合</p>				
<p>非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分</p>	<p>共同住宅等</p>	<p>一戸建ての住宅</p>		<p>共同住宅等又は複合建築物の住戸</p>	<p>複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が二万平方メートル以上二万五千平方メートル未満の場合</p>	
		<p>共同住宅等の住戸の数が四以下の場合</p>				<p>複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上の場合</p>
<p>非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル未満</p>	<p>共同住宅等の住戸の数が四十六以上四十五以下の場合</p>	<p>共同住宅等の住戸の数が五以上十五以下の場合</p>		<p>三万四千円に計画認定住戸数を乗じて得た額</p>	<p>三十三万八千円</p>	
		<p>共同住宅等の住戸の数が十六以上四十五以下の場合</p>				<p>三十九万七千円</p>
		<p>共同住宅等の住戸の数が四十六以上の場合</p>				<p>三万六千円</p>
		<p>共同住宅等の住戸の数が四十七以上の場合</p>				<p>四千円</p>

複合建築物								
住宅部分								
複合建築物の住戸の数が五以上十五以下の場合	複合建築物の住戸の数が二以上四以下の場合	複合建築物の住戸の数が一の場合	非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上の場合	非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満の場合	非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満の場合	非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満の場合	非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満の場合	満の場合
九千円	四千円	二千円	九万千円	七万三千円	五万八千円	三万六千円	一万二千円	

		分 非住宅部			
	の場合	複合建築物の住戸の数が十六以上四十五以下の場合	二万円	複合建築物の住戸の数が四十六以上の場合	三万六千円
		複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満の場合	三万六千円	複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満の場合	四千円
		複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満の場合	五万八千円	複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満の場合	七万三千元
		複合建築物の非住宅部分の床面積の合計	九万千円		

				共同住宅等又は複合建築物の住戸	共同住宅等又は複合建築物の住戸	
その他の場合						
一戸建ての住宅				共同住宅等又は複合建築物の住戸	共同住宅等又は複合建築物の住戸	
共同住宅等						
共同住宅等の住戸の数が四以下の場合						二千円に一の共同住宅等又は複合建築物に係る住戸について計画変更認定を受けようとする住戸の数(以下この号において「計画変更認定住戸数」という。)を乗じて得た額
共同住宅等の住戸の数が五以上十五以下の場合						
共同住宅等の住戸の数が十六以上四十五以下の場合						
共同住宅等の住戸の数が四十六以上の場合						
				一万七千円		
				三万千円		
				五万二千円		
				八万九千円		
				十二万八千円		

				非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分 省令第八 条第一号 イ(1)の基 準を用い る場合
非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が二万平方メートル以上五万平方メートル未満の場合	非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が五万平方メートル以上一百万平方メートル未満の場合	非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が二万平方メートル以上五万平方メートル未満の場合	非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満の場合	非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル未満の場合
三十四万九千円	二十九万五千円	二十四万円	十六万八千円	十万三千円

	<p>上二万五千平方メートル未満の場合</p> <p>非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上の場合</p> <p>三十九万八千円</p>
<p>省令第八 条第一号 イ(2)の基 準を用い る場合</p>	<p>非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル未満の場合</p> <p>三万九千円</p>
	<p>非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満の場合</p> <p>六万六千円</p>
	<p>非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満の場合</p> <p>十万七千円</p>
	<p>非住宅建築物又は複合建築物</p> <p>十四万円</p>

複合建築物				住宅部分						
複合建築物の住戸の数が四十六以上の場 合	以下の場 合	複合建築物の住戸の数が十六以上四十五 以下の場合	複合建築物の住戸の数が五以上十五以下 の場合	複合建築物の住戸の数が二以上四以下の 場合	物の非住宅部分の床面積の 合計が五千平方メートル以 上一万平方メートル未満の 場合	非住宅建築物又は複合建築 物の非住宅部分の床面積の 合計が一万平方メートル以 上二万五千平方メートル未 満の場合	十六万九千円			
				複合建築物の住戸の数が一の場合				十九万八千円		
				複合建築物の住戸の数が二以上四以下の 場合					十三万八千円	
				複合建築物の住戸の数が五以上十五以下 の場合						八万九千円
				複合建築物の住戸の数が十六以上四十五 以下の場合						

		分	非住宅部	合
		省令第八 条第一号 イ(1)の基 準を用い る場合	省令第八 条第一号 イ(1)の基 準を用い る場合	省令第八 条第一号 イ(1)の基 準を用い る場合
複合建築物の非住宅部分の 床面積の合計が二万平方メー トル以上二万五千平方メー トル未満の場合	複合建築物の非住宅部分の 床面積の合計が二万平方メー トル以上二万五千平方メー トル未満の場合	複合建築物の非住宅部分の 床面積の合計が二万平方メー トル以上二万五千平方メー トル未満の場合	複合建築物の非住宅部分の 床面積の合計が二万平方メー トル以上二万五千平方メー トル未満の場合	十萬三千円
複合建築物の非住宅部分の 床面積の合計が二万五千平方メー トル以上五万平方メートル 未満の場合	複合建築物の非住宅部分の 床面積の合計が二万五千平方メー トル以上五万平方メートル 未満の場合	複合建築物の非住宅部分の 床面積の合計が二万五千平方メー トル以上五万平方メートル 未満の場合	複合建築物の非住宅部分の 床面積の合計が二万五千平方メー トル以上五万平方メートル 未満の場合	二十四万円
複合建築物の非住宅部分の 床面積の合計が五万平方メー トル以上一十万平方メートル 未満の場合	複合建築物の非住宅部分の 床面積の合計が五万平方メー トル以上一十万平方メートル 未満の場合	複合建築物の非住宅部分の 床面積の合計が五万平方メー トル以上一十万平方メートル 未満の場合	複合建築物の非住宅部分の 床面積の合計が五万平方メー トル以上一十万平方メートル 未満の場合	二十九萬九千円
複合建築物の非住宅部分の 床面積の合計が一十万平方メー トル以上三十万平方メートル 未満の場合	複合建築物の非住宅部分の 床面積の合計が一十万平方メー トル以上三十万平方メートル 未満の場合	複合建築物の非住宅部分の 床面積の合計が一十万平方メー トル以上三十万平方メートル 未満の場合	複合建築物の非住宅部分の 床面積の合計が一十万平方メー トル以上三十万平方メートル 未満の場合	三十四萬九千円
複合建築物の非住宅部分の 床面積の合計が三十万平方メー トル以上五十万平方メートル 未満の場合	複合建築物の非住宅部分の 床面積の合計が三十万平方メー トル以上五十万平方メートル 未満の場合	複合建築物の非住宅部分の 床面積の合計が三十万平方メー トル以上五十万平方メートル 未満の場合	複合建築物の非住宅部分の 床面積の合計が三十万平方メー トル以上五十万平方メートル 未満の場合	十六萬八千円
複合建築物の非住宅部分の 床面積の合計が五十万平方メー トル以上一百万平方メートル 未満の場合	複合建築物の非住宅部分の 床面積の合計が五十万平方メー トル以上一百万平方メートル 未満の場合	複合建築物の非住宅部分の 床面積の合計が五十万平方メー トル以上一百万平方メートル 未満の場合	複合建築物の非住宅部分の 床面積の合計が五十万平方メー トル以上一百万平方メートル 未満の場合	三十九萬八千円

省令第八 条第一号 イ(2)の基 準を用い る場合				
複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上二万五千平方メートル未満の場合	複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満の場合	複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が二万平方メートル以上五千平方メートル未満の場合	複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満の場合	複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上の場合
	十四万円	十万七千円	六万六千円	三万九千円
複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満の場合				
	十六万九千円			

		三 法第三十六条第一 項の規定による建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定を受けようとする者			
		建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料			
		知事が定める者があらかじめ法第二条第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合すると認められた場合又はこれに相当する場合として知			
		共同住宅等		共同住宅等又は複合建築物の住戸	
一戸建ての住宅		共同住宅等の住戸の数が四以下の場合		複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上の場合	
		共同住宅等の住戸の数が五以上十五以下の場合		十九万八千円	
		共同住宅等の住戸の数が十六以上四十五以下の場合		四万円	
		共同住宅等の住戸の数が四十六以上の場合		一万八千円	
		共同住宅等の住戸の数が四十六以上の場合		七万三千元	
非住宅建築物		非住宅建築物の床面積の合計が三百平方メートル未満の場合		八千円	
		非住宅建築物の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満の場合		二万四千元	
				額 画変更認定住戸 数を乗じて得た	

事が定め
る場合

複合建築		住宅部分	
合	複合建築物の住戸の数が四十六以上の場 合	七万三千元	
	以下の場合		
	複合建築物の住戸の数が十六以上四十五 の場合	四万円	
	複合建築物の住戸の数が五以上十五以下 の場合	一万八千元	
	複合建築物の住戸の数が二以上四以下の 場合	八千元	
	複合建築物の住戸の数が一の場合	四千元	
	非住宅建築物の床面積の合計が二万五千 平方メートル以上の場合	十八万三千元	
	非住宅建築物の床面積の合計が一万平方 メートル以上二万五千平方メートル未満 の場合	十四万六千元	
合	非住宅建築物の床面積の合計が五千平方 メートル以上二万平方メートル未満の場 合	十一万六千元	
	非住宅建築物の床面積の合計が二千平方 メートル以上五千平方メートル未満の場 合	七万三千元	

その他の場合								分	非住宅部
二戸建ての住宅									
省令第一条第二項第二号イ(2)の基準を用いる場合	省令第一条第二項第二号イ(1)の基準を用いる場合	複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上の場合	複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満の場合	複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満の場合	複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満の場合	複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満の場合	複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル未満の場合	八千円	
一万七千円	三万四千円	十八万三千円	十四万六千円	十一万六千円	七万三千円	二万四千円			

共同住宅等		省令第一 条第一項 第二号イ (1)の基準 を用いる 場合		省令第一 条第一項 第二号イ (2)の基準 を用いる 場合		非住宅建築物		省令第一 条第一項 第一号イ の基準を 用いる 場合	
共同住宅等の住戸の数が四 以下の場合	六万三千元	共同住宅等の住戸の数が五 以上十五以下の場合	十万五千元	共同住宅等の住戸の数が十 六以上四十五以下の場合	十七万九千元	共同住宅等の住戸の数が四 十六以上の場合	二十五万六千元	共同住宅等の住戸の数が四 以下の場合	二万九千元
共同住宅等の住戸の数が五 以上十五以下の場合	五万千元	共同住宅等の住戸の数が十 六以上四十五以下の場合	九万四千元	共同住宅等の住戸の数が四 十六以上の場合	十四万二千元	非住宅建築物の床面積の合 計が三百平方メートル未満 の場合	二十万七千元	非住宅建築物の床面積の合 計が三百平方メートル未満 の場合	三十三万六千元

省令第一 条第一項 第一号ロ	用いる場 合				
非住宅建築物の床面積の合 計が三百平方メートル未満 の場合	非住宅建築物の床面積の合 計が二万五千平方メートル 以上の場合	非住宅建築物の床面積の合 計が一万平方メートル以上 二万五千平方メートル未満 の場合	非住宅建築物の床面積の合 計が五千平方メートル以上 一万平方メートル未満の場 合	非住宅建築物の床面積の合 計が二千平方メートル以上 五千平方メートル未満の場 合	非住宅建築物の床面積の合 計が三百平方メートル以上 二千平方メートル未満の場 合
七万九千円	七十九万七千円	六十九万九千円	五十九万千円	四十八万円	

物	複合建築						
	住宅部分						
条第一項	省令第一						の基準を用いる場合
	複合建築物の住戸の数が一の場合	非住宅建築物の床面積の合計が二万五千平方メートル以上の場合	非住宅建築物の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満の場合	非住宅建築物の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満の場合	非住宅建築物の床面積の合計が五千平方メートル以上五千平方メートル未満の場合	非住宅建築物の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満の場合	十三万三千元
	三万四千元	三十九万七千元	三十三万八千元	二十八万千元	二十一万五千元		

分	非住宅部								
条第一項	省令第一	省令第一 条第一項 第二号イ (2)の基準 を用いる 場合				第二号イ (1)の基準 を用いる 場合			
床面積の合計が三百平方メートル	複合建築物の非住宅部分の 複合建築物の住戸の数が四 十六以上の場合	複合建築物の住戸の数が十 六以上四十五以下の場合	複合建築物の住戸の数が五 以上十五以下の場合	複合建築物の住戸の数が二 以上四以下の場合	複合建築物の住戸の数が一 の場合	複合建築物の住戸の数が四 十六以上の場合	複合建築物の住戸の数が十 六以上四十五以下の場合	複合建築物の住戸の数が五 以上十五以下の場合	複合建築物の住戸の数が二 以上四以下の場合
二十万七千円	十四万二千元	九万四千元	五万千元	二万九千元	一万七千元	二十五万六千元	十七万九千元	十万五千元	六万三千元

第一号イの基準又は同項第三号ロ(1)の基準(同項第一号ロに規定する一次エネルギー消費モジュール建築物の設計一次エネルギー消費量及び基準一次エネルギー消費量による場合を除く。)を用いる場合	トル未満の場合	三十三万六千円
複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が二百平方メートル以上二千平方メートル未満の場合	四十八万円	
複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満の場合	五十九万千円	
複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満の場合	六十九万九千円	
複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上の場合	七十九万七千円	

省令第一 条第一項 第一号ロ の基準又 は同項第 三号ロ(1) の基準 (同項第 一号ロに 規定する 一次エネ ルギー消 費量モデ ル建築物 の設計一 次エネル ギー消費 量及び基 準一次エ ネルギー 消費量に よる場合 に限る。)	複合建築物の非住宅部分の 床面積の合計が二百平方メー トル未満の場合	複合建築物の非住宅部分の 床面積の合計が二百平方メー トル以上二千平方メートル 未満の場合	複合建築物の非住宅部分の 床面積の合計が二千平方メー トル以上五千平方メートル 未満の場合	複合建築物の非住宅部分の 床面積の合計が三千平方メー トル以上五千平方メートル 未満の場合	複合建築物の非住宅部分の 床面積の合計が五千平方メー トル以上一万平方米メートル 未満の場合
複合建築物の非住宅部分の 床面積の合計が二千五千平	複合建築物の非住宅部分の 床面積の合計が一万平方メー トル以上二千五千平方メー トル未満の場合	複合建築物の非住宅部分の 床面積の合計が五千平方メー トル以上一万平方米メートル 未満の場合	複合建築物の非住宅部分の 床面積の合計が二千平方メー トル以上五千平方メートル 未満の場合	複合建築物の非住宅部分の 床面積の合計が三千平方メー トル以上五千平方メートル 未満の場合	複合建築物の非住宅部分の 床面積の合計が五千平方メー トル以上一万平方米メートル 未満の場合
三十九万七千円	三十三万八千円	二十八万千円	二十一万五千円	十三万三千円	七万九千円

備考

場合	方メートル以上の場合
<p>一 共同住宅等又は複合建築物に係る計画認定を受けようとする者が同時に当該共同住宅等又は複合建築物の住戸に係る計画認定又は計画変更認定を受けようとする場合にあつては、当該者を当該共同住宅等又は複合建築物に係る計画認定のみを受けようとする者とみなして表の第一号の規定を適用する。</p>	

二 共同住宅等又は複合建築物に係る計画変更認定を受けようとする者が同時に当該共同住宅等又は複合建築物の住戸に係る計画認定又は計画変更認定を受けようとする場合にあつては、当該者を当該共同住宅等又は複合建築物に係る計画変更認定のみを受けようとする者とみなして表の第二号の規定を適用する。

三 法第三十条第二項（法第三十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料及び建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、表の第一号又は第二号に定める額に、当該審査に係る一戸建ての住宅、共同住宅等、非住宅建築物又は複合建築物について青森県建築確認申請等手数料等徴収条例（平成十二年三月青森県条例第八十三号）別表第一号の規定の例により算定した額を加算した額とする。

地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

青森県知事 三村申吾

青森県条例第九号

地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例の一部改正)

第一条 次に掲げる条例の規定中「第二十四条第六項」を「第二十四条第五項」に改める。

一 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年七月青森県条例第十六号)第一条

二 義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例(昭和四十六年十二月青森県条例第四十九号)第一条

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例及び公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第二条 次に掲げる条例の規定中「条件付採用」を「条件付採用」に改める。

一 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和三十二年三月青森県条例第四号)第二条第二項第三号

二 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十三年十二月青森県条例第六十九号)第一条第二項第三号

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

青森県部等設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第十号

青森県部等設置条例の一部を改正する条例

青森県部等設置条例（昭和三十七年三月青森県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「県土整備部」を「県土整備部
危機管理局」に改める。

第二条第一号中(五)を削り、(六)を(五)とし、同条中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 危機管理局

- (一) 危機管理及び防災に関する事項
- (二) 消防及び高圧ガス等の保安に関する事項

附則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

青森県附属機関に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

青森県知事 三村申吾

青森県条例第十一号

青森県附属機関に関する条例の一部を改正する条例

青森県附属機関に関する条例（昭和三十六年一月青森県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「青森県公益認定等審議会」の下に、「青森県行政不服審査会」を加える。

別表第二青森県公益認定等審議会の項の次に次のように加える。

青森県行政不服審査会	行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。	会長 委員	学識経験を有する者	五人以内	二年	委員の互選
------------	---	----------	-----------	------	----	-------

別表第二青森県小児慢性特定疾病審査会の項中「児童福祉法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十七号）による改正後の」及び「（以下この項において「新法」という。）」を削り、「新法の」を「児童福祉法の」に改め、同表青森県精神医療審査会の項中

十五人以内	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による。	を	十五人以内	三年	に改め、同表青森県開発審査会の項中
-------	----------------------------	---	-------	----	-------------------

「第五十条第一項」を「第五十条第一項前段」に改め、同表青森県建築審査会の項中「又は建築監視員」を「建築監視員、指定確認検査機関又は指

定構造計算適合性判定機関」に、「これに係る」を「その」に、

五人	建築基準法 の規定による。	を	五人	二年	に改める。
----	------------------	---	----	----	-------

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に青森県精神医療審査会の委員である者の任期については、なお従前の例による。

(青森県附属機関に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

3 青森県附属機関に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十六年十月青森県条例第八十四号)の一部を次のように改正する。
附則第二項中「新法」を「児童福祉法」に改める。

(特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

4 特別職の職員の給与に関する条例(昭和二十七年九月青森県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中第八十八号を第八十九号とし、第十九号から第八十七号までを一号ずつ繰り下げ、第十八号の次に次の一号を加える。

十九 行政不服審査会委員

第五条中「第八十七号」を「第八十八号」に改める。

第十一条中「第一条第八十八号」を「第一条第八十九号」に改める。

別表第二公益認定等審議会委員の項の次に次のように加える。

行政不服審査会委員	同	九、八〇〇円
-----------	---	--------

(特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

5 特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例(昭和二十七年九月青森県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中第八十八号を第八十九号とし、第十九号から第八十七号までを一号ずつ繰り下げ、第十八号の次に次の一号を加える。

十九 行政不服審査会委員

第三条第一項中「第八十七号」を「第八十八号」に改める。

第四条中「第一条第八十八号」を「第一条第八十九号」に改める。

別表第三中「公益認定等審議会委員」を「公益認定等審議会委員
行政不服審査会委員」に改める。

任期付研究員の採用等に関する条例及び任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第十二号

任期付研究員の採用等に関する条例及び任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第一条 任期付研究員の採用等に関する条例(平成十三年十二月青森県条例第六十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十四条第六項」を「第二十四条第五項」に改める。

第五条第六項中「第三項」を「第五項」に、「第四項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条中第三項から第五項までを二項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の二項を加える。

3 第一号任期付研究員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを第一項の給料表に掲げる号給に分類するものとし、その分類の基準

となるべき職務の内容は、次に定めるとおりとする。

一 一号給 高度の専門的な知識経験、研究業績等に基づき困難な研究を独立して行う研究員の職務

二 二号給 高度の専門的な知識経験、研究業績等に基づき特に困難な研究を独立して行う研究員の職務

三 三号給 特に高度の専門的な知識経験、研究業績等に基づき特に困難な研究を独立して行う研究員の職務又はその知識経験、研究業績等に基づき研究について相当の範囲にわたり調整、指導等を行う職務

四 四号給 特に高度の専門的な知識経験、研究業績等に基づき特に困難な研究で重要なものを独立して行う研究員の職務又はその知識経験、研究業績等に基づき重要な研究について相当の範囲にわたり調整、指導等を行う職務

五 五号給 極めて高度の専門的な知識経験、研究業績等に基づき特に困難な研究で重要なものを独立して行う研究員の職務又はその知識経験、研究業績等に基づき重要な研究について広範囲にわたり統括、調整等を行う職務

六 六号給 極めて高度の専門的な知識経験、研究業績等に基づき特に困難な研究で特に重要なものを独立して行う研究員の職務又はその知識経験、研究業績等に基づき特に重要な研究について広範囲にわたり統括、調整等を行う職務

4 第二号任期付研究員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを第二項の給料表に掲げる号給に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、次に定めるとおりとする。

一 一号給 博士課程修了直後の者の有する程度の専門的な知識経験に基づき研究を独立して行う研究員の職務

二 二号給 博士課程修了後数年にわたり研究に従事したことのある者の有する程度の専門的な知識経験に基づき研究を独立して行う研究員の職務

三 三号給 博士課程修了後相当の期間にわたり研究に従事したことのある者の有する程度の専門的な知識経験に基づき困難な研究を独立して行

う 研究員の職務

第六条第二項中「第五条第五項」を「第五条第七項」に改める。

(任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第二条 任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年十二月青森県条例第八十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第五条第一項」を「第七条第一項」に、「第二十四条第六項」を「第二十四条第五項」に改める。

第二条中「第五条第一項」を「第七条第一項」に改める。

第四条第五項中「第二項」を「第三項」に、「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「同項及び前項」に改め、同項を同条第四項とし、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 特定任期付職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを前項の給料表に掲げる号給に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、次に定めるとおりとする。

一 一号給 高度の専門的な知識経験に基づき業務を行う職務

二 二号給 高度の専門的な知識経験に基づき困難な業務を行う職務

三 三号給 高度の専門的な知識経験に基づき特に困難な業務を行う職務

四 四号給 特に高度の専門的な知識経験に基づき特に困難な業務を行う職務

五 五号給 特に高度の専門的な知識経験に基づき特に困難かつ重要な業務を行う職務

六 六号給 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見に基づき特に困難かつ重要な業務を行う職務

七 七号給 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見に基づき特に困難かつ特に重要な業務を行う職務

第五条第二項中「第四条第四項」を「第四条第五項」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

2 職員の育児休業等に関する条例(平成四年三月青森県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第十五条の表中「第五条第三項」を「第五条第五項」に、「第五条第四項」を「第五条第六項」に改める。

第十六条の表中「第四条第二項」を「第四条第三項」に、「第四条第三項」を「第四条第四項」に改める。

職員の分限に関する手続及び効果についての条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第十三号

職員の分限に関する手続及び効果についての条例の一部を改正する条例

職員の分限に関する手続及び効果についての条例(昭和二十六年十二月青森県条例第九十八号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

職員の分限に関する条例

第一条を次のように改める。

(趣旨)

第一条 この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十七条第二項及び第二十八条第三項の規定に基づき、職員の分限に関し必要な事項を定めるものとする。

第五条を第七条とし、第四条を第六条とする。

第三条の前の見出しを削り、同条第四項中「職員の休職の事由を定める条例（昭和四十四年十二月青森県条例第四十二号）」を削り、同条を第五条とし、同条の前の見出しとして「（休職の効果）」を付する。

第二条の見出しを「（降任、免職、休職及び降給の手続）」に改め、同条第一項中「法」を「法」に、「降任し」を「降任し、」に、「又は」を「若しくは」に、「休職する場合」を「休職する場合又は第三条第二項第二号の規定に該当するものとして職員を降格する場合」に改め、同条第二項中「若しくは免職又は休職の処分は」を「免職、休職又は降給の処分は、」に改め、同条を第四条とし、第一条の次に次の二条を加える。

(休職の事由)

第二条 任命権者は、職員が水難、火災その他の災害により、生死不明又は所在不明となつたときは、当該職員を休職することができる。

(降給の事由)

第三条 降給の種類は、降格（職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいい、降任に伴うものを除く。以下同じ。）及び降号（職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。）とする。

2 任命権者は、職員が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、その意に反して、当該職員を降格することができる。

一 法第二十三条の二第一項の人事評価の結果が最下位の段階である場合その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくないと認められる場

合において、指導その他の人事委員会規則で定める措置を行ったにもかかわらず、勤務実績がよくない状態がなお改善されるとき（その職務の級に分類されている職務を遂行することが困難であると認められる場合に限る。）。

二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかの場合

三 前二号に規定する場合のほか、その職務の級に分類されている職務を遂行することについての適格性を判断するに足りると認められる事実に基づき当該適格性を欠くと認められる場合において、指導その他の人事委員会規則で定める措置を行ったにもかかわらず、当該適格性を欠く状態がなお改善されなるとき。

四 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により職員に属する職務の級の職の数に不足が生じた場合

3 任命権者は、職員の法第二十三条の二第一項の人事評価の結果が最下位の段階である場合その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくないと認められる場合において、指導その他の人事委員会規則で定める措置を行ったにもかかわらず、勤務実績がよくない状態がなお改善されなるとき（その職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められる場合に限る。）は、その意に反して、当該職員を降号することができらる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

（職員の休職の事由を定める条例の廃止）

2 職員の休職の事由を定める条例（昭和四十四年十二月青森県条例第四十二号）は、廃止する。

（職員の休職の事由を定める条例の廃止に伴う経過措置）

3 この条例の施行前に前項の規定による廃止前の職員の休職の事由を定める条例第二条の規定によつてした休職の処分は、改正後の職員の分限に関する条例第二条の規定によつてした休職の処分とみなす。

(青森県職員定数条例及び外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

4 次に掲げる条例の規定中「職員の休職の事由を定める条例(昭和四十四年十二月青森県条例第四十二号)」を「職員の分限に関する条例(昭和二十六年十二月青森県条例第九十八号)」に改める。

一 青森県職員定数条例(昭和二十四年九月青森県条例第五十一号)第一条第一号

二 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年三月青森県条例第四号)第二条第二項第五号(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

5 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十三年十二月青森県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第五号中「職員の休職の事由を定める条例(昭和四十四年十二月青森県条例第四十二号)」を「職員の分限に関する条例(昭和二十六年十二月青森県条例第九十八号)」に改める。

第三条第五号中「職員の休職の事由を定める条例」を「職員の分限に関する条例」に改める。

青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和四十二年十二月青森県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項の表及び第三項の表中「〇・八六」を「〇・八八」に改める。

附 則

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 改正後の青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第五条第一項及び第三項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金及び休業補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

青森県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第十五号

青森県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

青森県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成十七年三月青森県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第二条中第八号を第十号とし、第七号を第九号とし、同条第六号中「及び勤務成績の評定」を削り、同号を同条第八号とし、同条中第五号を第六号

とし、同号の次に次の一号を加える。

七 退職管理の状況

第二条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第一号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 人事評価の状況

第三条第四号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 平成二十八年における人事行政の運営等の状況の報告及び公表については、なお従前の例による。

職員 の 給与 に関する 条例 の 一部 を 改正 する 条例 を ここ に 公布 する 。

平成二十八年三月二十五日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第十六号

職員 の 給与 に関する 条例 の 一部 を 改正 する 条例

職員 の 給与 に関する 条例 (昭和二十六年七月青森県条例第三十七号) の 一部 を 次 の よう に 改正 する 。

第一条の見出し中「及び効力」を削り、同条第一項中「第二十四条第六項」を「第二十四条第五項」に改め、同条第二項を削る。

第三条第三項中「標準的な」を削り、「人事委員会が定める」を「級別基準職務表(別表第七)に定めるとおりとする」に改め、同項に後段として

次のように加える。

この場合において、同表に掲げる基準となる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務で人事委員会規則で定めるものは、それぞれの職務の級に分類されるものとする。

第四条第五項中「同日前」の下に「において人事委員会規則で定める日以前」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が地方公務員法第二十九条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして人事委員会規則で定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。

第四条第六項中「前項に」を「前項前段に」に、「勤務した」を「勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない」に改め、同条第七項中「同項」を「同項前段」に、「である」を「であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない」に改める。

第七条の三第一項中「（第一号及び第二号）を」（第一号から第三号まで）に改め、同項第三号中「三万円」を「四万五千元」に改める。

第十九条の三第二項中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第十四条又は第四十五条」を「行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第十八条第一項本文」に改める。

第十九条の四第一項中「対し、」の下に「その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び」を加え、「その者の勤務成績」を「勤務の状況」に改め、同条第二項中「総額は」の下に「正当な理由があると人事委員会が認める場合を除き」を加える。

別表第六の次に次の一表を加える。

別表第七（第三条関係）

級別基準職務表

イ 行政職給料表級別基準職務表

職務の級	基 準 と な る 職 務
------	---------------------------------

口 警察職給料表級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
一級	主事又は技師の職務
二級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務
三級	主査の職務
四級	主幹の職務
五級	1 総括主幹の職務 2 出先機関の長の職務
六級	1 副参事の職務 2 相当困難な業務を行う出先機関の長の職務
七級	1 本庁の課長の職務 2 困難な業務を行う出先機関の長の職務
八級	1 本庁の次長の職務 2 特に困難な業務を行う出先機関の長の職務
九級	1 本庁の部長の職務 2 重要かつ困難な業務を行う出先機関の長の職務
十級	1 本庁の特に重要な業務を行う部長の職務 2 特に重要かつ困難な業務を行う出先機関の長の職務

八 海事職給料表級別基準職務表

九級	八級	七級	六級	五級	四級	三級	二級	一級
<p>2 1 警察本部の部長の職務</p> <p>2 1 警察本部の部長の職務</p> <p>2 1 警察本部の部長の職務</p>	<p>2 1 警察本部の参事官の職務</p> <p>2 1 警察本部の参事官の職務</p>	<p>2 1 警察本部の課長の職務</p> <p>2 1 警察本部の課長の職務</p>	<p>2 1 専門的業務を行う調査官の職務</p> <p>2 1 警察本部の課の困難な業務を行う次長の職務</p>	<p>2 1 警察本部の課の次長の職務</p> <p>2 1 警察本部の困難な業務を行う課長補佐の職務</p>	<p>2 1 警察本部の課長補佐の職務</p> <p>2 1 警察本部の課長補佐の職務</p>	<p>2 1 係長の職務</p> <p>2 1 係長の職務</p>	<p>2 1 主任の職務</p> <p>2 1 主任の職務</p>	<p>2 1 主任の職務</p> <p>2 1 主任の職務</p>

職務の級	基 準 と な る 職 務
------	---------------------------------

ホ 教育職給料表(二)級別基準職務表

四級	校長の職務	職務の級	基 準 と な る 職 務
三級	教頭の職務	一級	助教諭の職務
二級	教諭の職務	二級	助教諭の職務

ニ 教育職給料表(一)級別基準職務表

五級	中型船舶の困難な業務を行う船長の職務	職務の級	基 準 と な る 職 務
四級	中型船舶の船長の職務	一級	中型船舶(遠洋区域又は近海区域を航行区域とする総トン数二百トン以上の船舶をいう。以下同じ。)の二等航海士の職務
三級	中型船舶の一等航海士の職務	二級	中型船舶の高度の知識又は経験を必要とする業務を行う二等航海士の職務

一級	職務の級
技師の職務	基準となる職務

ト 医療職給料表(一)級別基準職務表

五級	四級	三級	二級	一級	職務の級
困難な業務を行う研究所等の長の職務	研究所等の長の職務	総括研究管理員又は研究管理員の職務	主任研究員の職務	技師の職務	基準となる職務

ハ 研究職給料表級別基準職務表

四級	三級	二級	一級
校長の職務	教頭の職務	教諭の職務	助教諭の職務

職務の級	基 準 と な る 職 務
------	---------------------------------

リ 医療職給料表(二)級別基準職務表

七級	困難な業務を行う家畜保健衛生所等の長の職務
六級	家畜保健衛生所等の長の職務
五級	総括主幹又は主幹の職務
四級	困難な業務を行う主査の職務
三級	主査の職務
二級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う技師の職務
一級	技師の職務
職務の級	基 準 と な る 職 務

チ 医療職給料表(二)級別基準職務表

四級	極めて高度の知識経験に基づき特に困難な業務を行う職務
三級	高度の知識経験に基づき困難な業務を行う職務
二級	相当高度の知識経験に基づき困難な業務を行う職務

一級	技師の職務
二級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う技師の職務
三級	主任看護師の職務
四級	困難な業務を行う主任看護師の職務
五級	総括主幹看護師又は主幹看護師の職務
六級	高度の知識経験に基づき困難な業務を行う職務
七級	極めて高度の知識経験に基づき特に困難な業務を行う職務

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）（第四条第五項に規定する昇給が行われる場合については、なお従前の例による。）

3 施行日後一年間において行われる改正後の条例第四条第五項の規定による昇給については、同項中「日以前一年間」とあるのは「期間」と、「同日の」とあるのは「当該期間の末日の」とする。

4 改正後の条例第十九条の三第二項（改正後の条例第十九条の四第五項において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に一時差止処分（職

員の給与に関する条例第十九条の三第二項に規定する一時差止処分をいう。以下同じ。）を受ける者について適用し、施行日前に一時差止処分を受けた者については、なお従前の例による。

5 施行日から起算して二年間は、改正後の条例第十九条の四第一項の規定の適用については、同項中「人事評価」とあるのは、「人事評価又はその他の能力の実証」とする。

（人事委員会規則への委任）

6 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第十七号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和二十六年七月青森県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第二十四条第六項」を「第二十四条第五項」に、「基き」を「基づき」に改める。

第十七条の十二中「千六百元」を「三千六百元」に改める。

第十七条の四十三第四号中「本庁防災消防課」を「本庁消防保安課」に改める。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

職員の手当に関する条例及び青森県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第十八号

職員の手当に関する条例及び青森県税条例の一部を改正する条例

(職員の手当に関する条例の一部改正)

第一条 職員の手当に関する条例(昭和二十八年十二月青森県条例第六十二号)の一部を次のように改正する。

第十三条第四項中「行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)第十四条第一項又は第四十五条」を「行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第十八条第一項本文」に改める。

(青森県税条例の一部改正)

第二条 青森県税条例(昭和二十九年五月青森県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項及び第二項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の職員の手当に関する条例第十三条第四項の規定は、この条例の施行の日以後に支払差止処分(職員の手当に

関する条例第十三条第四項に規定する支払差止処分をいう。以下同じ。）を受ける者について適用し、同日前に支払差止処分を受けた者については、
 なお従前の例による。

青森県公舎条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第十九号

青森県公舎条例の一部を改正する条例

青森県公舎条例（昭和三十六年十月青森県条例第六十号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「次項」を「第四項」に改め、同項の表を次のように改める。

延 べ 面 積	公 舎 の 所 在 地		
	甲 地	乙 地	その他の地域
五十五平方メートル未満	三百八十円	三百五十八円	三百五十一円
五十五平方メートル以上七十平方メートル未満	四百七十三円	四百四十九円	四百三十九円
七十平方メートル以上八十平方メートル未満	五百七十二円	五百四十六円	五百三十五円
八十平方メートル以上百平方メートル未満	六百九十四円	六百六十二円	六百四十八円
百平方メートル以上	八百五十九円	八百二十三円	八百七円

第五条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の項を加える。

3 前項の甲地、乙地及びその他の地域は、規則で定める。

第六条第三項中「地域手当の級地」を「前条第二項の甲地」に、「二百十円、」を「二百七十三円、同項の乙地に所在する自動車の保管場所にあつては二百三十四円、同項の」に、「百九十三円」を「二百十六円」に改める。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

青森県情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第二十号

青森県情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例

青森県情報公開・個人情報保護審査会条例（平成二十一年十二月青森県条例第九十号）の一部を次のように改正する。

第五条第四項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人、参加人」を「審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第十三条第四項に規定する参加人をいう。次条第二項及び第十条において同じ。）」に、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第六条第一項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条第二項中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第三項中「不服申立人等」

を「審査請求人等」に改める。

第七条中「又は保有個人情報」を「若しくは保有個人情報」に、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第八条の見出しを「（提出資料の写しの送付等）」に改め、同条中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、「写し」の下に「（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。）にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）」を加え、同条に次の三項を加える。

2 審査会は、審査請求人等から求めがあつたときは、当該審査請求人等に対し、審査会に提出された資料又は意見書の閲覧（電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）をさせるよう努めるものとする。

3 審査会は、第一項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、必要がないと認める場合を除き、当該送付又は閲覧に係る資料又は意見書を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。

4 審査会は、第二項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

第十条中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

附 則

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 改正後の青森県情報公開・個人情報保護審査会条例第五条第四項、第六条から第八条まで及び第十条の規定は、青森県情報公開条例の一部を改正する条例（平成二十八年三月青森県条例第二十一号。以下「改正情報公開条例」という。）による改正後の青森県情報公開条例（平成十一年十二月

青森県条例第五十五号）第十七条第一項の規定による諮問があつた場合及び青森県個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成二十八年三月青森

県条例第二十二号。以下「改正個人情報保護条例」という。）による改正後の青森県個人情報保護条例（平成十年十二月青森県条例第五十七号）第三十六条第一項の規定による諮問があつた場合について適用し、改正情報公開条例による改正前の青森県情報公開条例第十七条第一項（改正情報公開条例附則第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による諮問があつた場合及び改正個人情報保護条例による改正前の青森県個人情報保護条例第三十六条第一項（改正個人情報保護条例附則第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による諮問があつた場合については、なお従前の例による。

青森県情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第二十一号

青森県情報公開条例の一部を改正する条例

青森県情報公開条例（平成十一年十二月青森県条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

第十六条の二の見出し中「異議申立て」を「審査請求」に改め、同条中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による異議申立て」を「審査請求」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（行政不服審査法第九条第一項ただし書の特別の定め）

第十六条の三 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第九条第一項の規定は、適用しない。

第十七条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第一項中「について行政不服審査法による不服申立て」を「又は開示請求に係る不作為について審査請求」に改め、同項各号を次のように改める。

- 一 審査請求が不適法であり、却下する場合
- 二 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政文書の全部を開示することとする場合（当該行政文書の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

第十七条第二項第一号中「不服申立人」を「審査請求人」に、「参加人」を「参加人（行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人をいう。以下この項及び第四項において同じ。）」に改め、同項第二号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同項第三号中「不服申立てに係る開示決定等」を「審査請求に係る行政文書の開示」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第三項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同条第四項中「裁決又は決定を」を「裁決を」に改め、同項第一号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同項第二号中「不服申立てに係る開示決定等」を「審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。）」を変更し、当該審査請求」に改め、「又は決定」を削る。

附 則

- 1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 2 改正後の青森県情報公開条例第十七条の規定は、この条例の施行の日以後になされた開示決定等（青森県情報公開条例第十二条第一項に規定する開示決定等をいう。以下同じ。）及び同日以後になされた開示請求（青森県情報公開条例第六条第一項に規定する開示請求をいう。以下同じ。）に係る不作為に係る審査請求があつた場合について適用し、同日前になされた開示決定等及び同日前になされた開示請求に係る不作為に係る不服申立てがあつた場合については、なお従前の例による。

青森県個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第二十二号

青森県個人情報保護条例の一部を改正する条例

青森県個人情報保護条例（平成十年十二月青森県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

第三十五条の二の見出し中「異議申立て」を「審査請求」に改め、同条中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による異議申立て」を「審査請求」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（行政不服審査法第九条第一項ただし書の特別の定め）

第三十五条の三 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第九条第一項の規定は、適用しない。

第三十六条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第一項中「又は利用停止決定等について、行政不服審査法による不服申立て」を「利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求」に改め、同項各号を次のように改める。

一 審査請求が不適法であり、却下する場合

二 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

三 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合

四 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

第三十六条第二項第一号中「不服申立人」を「審査請求人」に、「参加人」を「参加人（行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人をいう。

以下この項及び第四項において同じ。）」に改め、同項第二号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同項第三号中「不服申立てに係る開示決定等」を「審査請求に係る保有個人情報の開示」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第三項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同条第四項中「裁決又は決定を」を「裁決を」に改め、同項第一号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同項第二号中「不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等」を「審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求」に改め、「又は決定」を削る。

附則

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 改正後の青森県個人情報保護条例第三十六条の規定は、この条例の施行の日以後になされた開示決定等（青森県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第十七条第一項に規定する開示決定等をいう。以下同じ。）、訂正決定等（条例第三十条第一項に規定する訂正決定等をいう。以下同じ。）及び利用停止決定等（条例第三十五条の二に規定する利用停止決定等をいう。以下同じ。）並びに同日以後になされた開示請求（条例第十四条第二項に規定する開示請求をいう。以下同じ。）、訂正請求（条例第二十六条第二項に規定する訂正請求をいう。以下同じ。）及び利用停止請求（条例第三十二条第二項に規定する利用停止請求をいう。以下同じ。）に係る不作為に係る審査請求があった場合について適用し、同日前になされた開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等並びに同日前になされた開示請求、訂正請求及び利用停止請求に係る不作為に係る不服申立てがあった場合については、なお従前の例による。

青森県県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第二十三号

青森県県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

第一条 青森県県税の特別措置に関する条例（平成十一年七月青森県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二節 原子力発電施設等立地地域における不均一課税（第十八条 第二十条）」を

「第二節 原子力発電施設等立地地域における不均一課税（第二十一条）を「第二十四条」に改める。」を
第三節 認定地方活力向上地域特定業務施設整備

一課税（第十八条―第二十条）

計画に従って整備される特定業務施設に係る不均一課税（第二十一条―第二十三条）」

に、「第二十一条」を「第二十四条」に改める。

第一条に次の一号を加える。

七 地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十七条の二第六項に規定する認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画（以下「認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画」という。）に従って新設され、又は増設される同法第五条第四項第四号に規定する特定業務施設（以下「特定業務施設」という。）に係る県税の特別措置

第二十一条を第二十四条とする。

第三章に次の一節を加える。

第三節 認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って整備される特定業務施設に係る不均一課税

(事業税等の不均一課税)

第二十一条 地域再生法第八条第一項に規定する認定地域再生計画に記載されている同法第五条第四項第四号に規定する地方活力向上地域内において、認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って特定業務施設を新設し、又は増設した同法第十七条の二第四項に規定する認定事業者(次項において「認定事業者」という。)に対し、事業税、不動産取得税及び固定資産税について不均一課税をする。

2 前項の規定による不均一課税は、次の各号に掲げる税目ごとに、それぞれ当該各号に定めるものについて行う。

- 一 事業税 地域再生法第五条第十九項(同法第七条第二項において準用する場合を含む。)の規定により同法第五条第一項に規定する地域再生計画(同法第四項第四号に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備事業に関する事項が記載されたものに限る。)が公示された日(地域再生法の一部を改正する法律(平成二十七年法律第四十九号)の施行の日以後最初に公示された日)に限る。以下この項において「公示日」という。()から平成三十年三月三十一日までの期間(以下この項において「対象期間」という。)内に、地域再生法第十七条の二第三項の規定に基づき、同法第一項に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画(次号において「特定業務施設整備計画」という。)の認定を受けた認定事業者(同項第一号に掲げる事業を実施する者に限る。)()であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後二年を経過する日まで(同日までに同法第六項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に、特定業務施設の用に供する減価償却資産(所得税法施行令第六条第一号から第七号まで又は法人税法施行令第十三条第一号から第七号までに掲げるものに限る。)()で取得価額の合計額が三千八百万円(租税特別措置法第十条第六項第四号に規定する中小事業者、同法第四十二条の四第六項第四号に規定する中小企業者及び同法第六十八条の九第六項第四号に規定する中小連結法人にあつては千九百万円)以上のもの(以下この節において「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者が行う事業に対して課する事業税で、個人が行う事業にあつては特別償却設備を事業の用に供した日の属する年以後三年間における各年、法人が行う事業にあつては特別償却設備を事業の用に供した日の属する事業年度以後当該事業年度の開始の日から起算して

三年以内に終了する各事業年度に係る所得金額又は収入金額（事業税の課税標準額となるものをいう。）のうち当該特別償却設備に係るものとして地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令（平成二十七年総務省令第七十三号）第三条の規定により計算した額に対して課するもの

二 不動産取得税 対象期間内に、地域再生法第十七条の二第三項の規定に基づき、特定業務施設整備計画の認定を受けた認定事業者であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後二年を経過する日まで（同日までに同条第六項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、特別償却設備を新設し、又は増設した者（以下この節において「特別償却設備設置者」という。）が新設し、又は増設した当該特別償却設備である家屋（以下この節において「適用家屋」という。）及びその敷地である土地の取得（公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする適用家屋の建設の着手があつた場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税

三 固定資産税 特別償却設備設置者が新設し、又は増設した当該特別償却設備である償却資産（公示日以後において取得したものに限り。以下この節において「適用償却資産」という。）に対して課する固定資産税（適用償却資産を事業の用に供した日の属する年の翌年（当該日が一月一日である場合においては、当該日の属する年）の四月一日の属する年度以後三箇年度分に限る。）

3 特別償却設備を事業の用に供した日から当該日の属する年の末日又は当該日の属する事業年度の終了の日までの期間が六月に満たない場合において、当該特別償却設備の新設又は増設をした者の申出があつたときにおける前項第一号の規定の適用については、同号中「年以後三年間」とあるのは「年の翌年以後三年間」と、「事業年度以後当該事業年度」とあるのは「事業年度の翌事業年度以後当該翌事業年度」とする。

（不均一課税の税率）

第二十二条 前条の規定による不均一課税の税率は、次の各号に掲げる税目ごとに、それぞれ当該各号に定める率とする。

一 事業税

区分	初年度の事業税	第二年度の事業税	第三年度の事業税
イ 県税条例第五十六条第一項第一号イに掲げる法人（ロに掲げる法人を除く。）	所得のうち年四百万円以下の金額の百分の一・五五 所得のうち年四百万円を超え年八百万円以下の金額の百分の二・三	所得のうち年四百万円以下の金額の百分の二・三二五 所得のうち年四百万円を超え年八百万円以下の金額の百分の三・四五	所得のうち年四百万円以下の金額の百分の二・七二二五 所得のうち年四百万円を超え年八百万円以下の金額の百分の四・〇二五
ロ 三以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う県税条例第五十六条第一項第一号イに掲げる法人	所得の百分の三	所得の百分の四・五	所得の百分の五・二五
ハ 特別法人（ニに掲げる特別法人を除く。）	所得のうち年四百万円以下の金額の百分の二・五 所得のうち年四百万円を超える金額の百分の三・三	所得のうち年四百万円以下の金額の百分の三・七五 所得のうち年四百万円を超える金額の百分の四・九五	所得のうち年四百万円以下の金額の百分の四・三七五 所得のうち年四百万円を超える金額の百分の五・七七五
ニ 三以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う特別法人で資本金の額又は出資金の額が千万円以	所得の百分の三・三	所得の百分の四・九五	所得の百分の五・七七五

上のもの	ホ 県税条例第五十六条第一項 第一号イに掲げる法人及び特別法人以外の法人（へ及びトに掲げる法人を除く。）	所得のうち年四百万円以下の金額の百分の二・五 所得のうち年四百万円を超え年八百万円以下の金額の百分の三・六五	所得のうち年四百万円以下の金額の百分の三・七五 所得のうち年四百万円を超え年八百万円以下の金額の百分の五・四七五
へ 三以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人（ロ及びトに掲げる法人並びに特別法人を除く。）で資本金の額又は出資金の額が千万円以上のもの	所得の百分の四・八	所得の百分の七・二	所得の百分の八・四
ト 県税条例第五十六条第一項第二号に掲げる事業を行う法人	収入の百分の〇・六五	収入の百分の〇・九七五	収入の百分の一・一三七五
チ 個人	所得の百分の二・五	所得の百分の三・七五	所得の百分の四・三七五

二 不動産取得税 百分の・四

三 固定資産税

区 分	初年度の固定資産税	第二年度の固定資産税	第三年度の固定資産税
イ 地域再生法第十七条の二第一項第一号に掲げる事業を実施する特別償却設備設置者	百分の〇・一四	百分の〇・三五	百分の〇・七
ロ 地域再生法第十七条の二第一項第二号に掲げる事業を実施する特別償却設備設置者	百分の〇・一四	百分の〇・四六七	百分の〇・九三三

2 前項第一号の表に規定する「初年度の事業税」、
「第二年度の事業税」及び「第三年度の事業税」とは、それぞれ次の各号に定めるところによる。

一 初年度の事業税 個人が行う事業にあつては特別償却設備を事業の用に供した日の属する年（前条第三項の規定の適用がある場合には、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年の翌年。次号において「適用開始年」という。）、法人が行う事業にあつては特別償却設備を事業の用に供した日の属する事業年度（同項の規定の適用がある場合には、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する事業年度の翌事業年度。以下この項において「適用開始事業年度」という。）の開始の日から起算して一年以内に終了する各事業年度に係る所得又は収入金額に対して課する事業税をいう。

二 第二年度の事業税 個人が行う事業にあつては適用開始年の翌年（次号において「第二年度の事業税に係る年」という。）、法人が行う事業にあつては適用開始事業年度の開始の日から起算して一年を経過した日以後一年以内に終了する各事業年度に係る所得又は収入金額に対して課する事業税をいう。

三 第三年度の事業税 個人が行う事業にあつては第二年度の事業税に係る年の翌年、法人が行う事業にあつては適用開始事業年度の開始の日から起算して二年を経過した日以後一年以内に終了する各事業年度に係る所得又は収入金額に対して課する事業税をいう。

3 第一項第三号の表に規定する「初年度の固定資産税」、「第二年度の固定資産税」及び「第三年度の固定資産税」とは、それぞれ次の各号に定めるところによる。

一 初年度の固定資産税 適用償却資産を事業の用に供した日の属する年の翌年（当該日が一月一日である場合においては、当該日の属する年）の四月一日の属する年度において課する固定資産税をいう。

二 第二年度の固定資産税 前号に規定する固定資産税に係る年度の翌年度において課する固定資産税をいう。

三 第三年度の固定資産税 前号に規定する固定資産税に係る年度の翌年度において課する固定資産税をいう。

（徴収猶予等）

第二十三条 第十七条の規定は、適用家屋の敷地である土地の取得に対する不動産取得税について準用する。

附則第四項の見出しを「（認定産業振興促進計画区域における法人の事業税に係る不均一課税等の税率の特例）」に改め、同項中「及び原子力発電施設等立地地域における」を「における不均一課税、原子力発電施設等立地地域における不均一課税及び認定地方活力向上地域特定業務施設整備

計画に従つて整備される特定業務施設に係る」に、「及び第十九条第一項第一号の表のイ」を、「第十九条第一項第一号の表のイ及び第二十二

条第一項第一号の表のイ」に、「及び第十九条第一項第一号の表のロ」を、「第十九条第一項第一号の表のロ及び第二十二

条第一項第一号の表のハ」に、「及び第十九条第一項第一号の表のハ」を、「第十九条第一項第一号の表のハ及び第二十二

条第一項第一号の表のニ」に、「及び第十九条第一項第一号の表のニ」を、「第十九条第一項第一号の表のニ」に、「及び第十九

条第一項第一号の表のホ及び第二十二

条第一項第一号の表のホ」に、「及び第十九条第一項第一号の表のヘ」を、「第十九条第一項第一号の表

のへ及び第二十二條第一項第一号の表のへ」に、「とする」を」とし、第二十二條第一項第一号の表のト中「百分の・六五」とあるのは「百分の・四五」と、「百分の・九七五」とあるのは「百分の・六七五」と、「百分の一・一三七五」とあるのは「百分の・七八七五」とする」に改める。

附則第五項の見出しを「(認定産業振興促進計画区域における不動産取得税に係る不均一課税等の税率の特例)」に改め、同項中「及び原子力発電施設等立地地域における」を「における不均一課税、原子力発電施設等立地地域における不均一課税及び認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って整備される特定業務施設に係る」に改め、「まで」の下に「(認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って整備される特定業務施設に係る不均一課税にあつては、第二十一條第二項第一号に規定する公示日から平成三十年三月三十一日まで)」を加え、「及び第十九條第一項第二号」を「第十九條第一項第二号及び第二十二條第一項第二号」に改める。

第二條 青森県県税の特別措置に関する条例の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項第一号の表のイ中「百分の一・五五」を「百分の一・二五」に、「八百万円以下の金額の百分の二・三」を「八百万円以下の金額の百分の一・八五」に、「超える金額の百分の三」を「超える金額の百分の二・四」に、「百分の二・三二五」を「百分の一・八七五」に、「百分の三・四五」を「百分の二・七七五」に、「百分の四・五」を「百分の三・六」に、「百分の二・七二五」を「百分の二・一八七五」に、「百分の四・〇二五」を「百分の三・二三七五」に、「百分の五・二五」を「百分の四・二」に改め、同表のロ中「百分の三」を「百分の二・四」に、「百分の四・五」を「百分の三・六」に、「百分の五・二五」を「百分の四・二」に改める。

附則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二條及び附則第三項の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の青森県県税の特別措置に関する条例の規定は、平成二十七年十一月二十七日から適用する。
(経過措置)

3 第二条の規定による改正後の青森県県税の特別措置に関する条例第二十二條第一項第一号の規定は、平成二十八年四月一日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(青森県県税の特別措置に関する条例の一部改正)

4 青森県県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例(平成二十七年七月青森県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。
附則第四項中「並びに」を「における不均一課税、」に改める。

青森県消費生活条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第二十四号

青森県消費生活条例の一部を改正する条例

青森県消費生活条例(平成十年三月青森県条例第一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五章 雑則(第二十九条 第三十二条)」を
「第五章 消費生活センター(第二十九条 第三十二条)
第六章 雑則(第三十三条 第三十六条)」に改める。

第三十二条を第三十六条とし、第二十九条から第三十一条までを四条ずつ繰り下げる。

第五章を第六章とし、第四章の次に次の一章を加える。

第五章 消費生活センター

(苦情の処理等の事務)

第二十九条 消費生活センター（消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）第十条の二第一項第一号に規定する消費生活センターをいう。以下同じ。）は、同法第八条第一項各号に掲げる事務のほか、次に掲げる事務を行う。

- 一 第二十二条の規定による消費者からの苦情の申出又は消費生活に関する相談に応じること。
- 二 第二十二条の規定による消費者からの苦情の処理のためのあっせんを行うこと。
- 三 第二十五条の規定による試験、検査、調査等を行うこと。

四 第二十五条の規定による消費生活に関する情報の収集並びに消費生活の安定及び向上を図るために必要な情報の提供を行うこと。

五 前各号に掲げる事務に附帯する事務を行うこと。

(名称、所在地等の公示)

第三十条 知事は、消費生活センターを設置したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を公示しなければならない。

- 一 消費生活センターの名称及び所在地
- 二 消費生活相談（消費者安全法第十条の三第二項に規定する消費生活相談をいう。以下同じ。）等の事務を行う日及び時間
- 三 消費生活相談等の事務の委託（消費者安全法第八条の二第一項の規定による委託を含む。以下同じ。）をしたときは、当該委託を受けた者の氏名又は名称及び住所

2 前項の規定は、同項各号に掲げる事項の変更について準用する。

(消費生活相談員等)

第三十一条 消費生活センターに消費生活相談員(消費者安全法第十条の三第一項の消費生活相談員をいう。以下同じ。)を置き、消費生活相談の事務に従事させるものとする。

2 消費生活センターに、消費生活相談員のほか、消費生活センターの事務を掌理する職員その他消費生活センターの事務を行うために必要な職員その他の人員を置くものとする。

3 知事は、消費者安全法第十一条の規定に基づき、消費生活センターにおいて消費生活相談その他の同法第八条第一項各号に掲げる事務及び第二十九条各号に掲げる事務に従事する職員その他の者に対し、その資質の向上のための研修等の機会を確保するものとし、並びに消費生活相談員その他の人材の確保等に必要な措置を講ずるものとする。

4 前三項の規定による措置等については、事務の委託により行うことができる。

(消費生活相談等の事務の実施により得られた情報の安全管理)

第三十二条 知事は、消費生活センターにおいて消費生活相談その他の消費者安全法第八条第一項各号に掲げる事務及び第二十九条各号に掲げる事務を行うことにより得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

青森県青少年健全育成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

青森県条例第二十五号

青森県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

青森県青少年健全育成条例（昭和五十四年十二月青森県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第十一条第三項中「同条第一項第八号」を「同条第一項第五号」に改める。

第二十条第一項中「店舗型性風俗特殊営業」の下に「法第二条第十一項に規定する特定遊興飲食店営業（以下「特定遊興飲食店営業」という。）」を加え、「又は店舗型性風俗特殊営業」を「店舗型性風俗特殊営業又は特定遊興飲食店営業」に、「第二十二条第五号（法）を「第二十二条第一項第五号（法第三十一条の二十三及び）」に改め、同条第二項中「性風俗関連特殊営業」の下に「特定遊興飲食店営業」を加え、「第二十二条第五号（法）を「第二十二条第一項第五号（法第三十一条の二十三及び）」に改める。

附 則

この条例は、平成二十八年六月二十三日から施行する。

青森県保健師・助産師・看護師修学資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第二十六号

青森県保健師・助産師・看護師修学資金貸与条例の一部を改正する条例

青森県保健師・助産師・看護師修学資金貸与条例（昭和三十七年四月青森県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「（医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）第一条の規定により承認と読み替えられる場合における当該承認を含む。以下「医療法の規定による開設の許可等」という。）」を削り、「から第四号まで並びに」を「第三号、」に改め、同項第二号中「医療法の規定による開設の許可等」を「医療法第七条第一項又は第二項の規定による許可」に改め、同項第十号中「第八条第二十七項」を「第八条第二十八項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条第一項第十号の改正規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

青森県介護保険法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第二十七号

青森県介護保険法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例

青森県介護保険法関係手数料の徴収等に関する条例（平成十二年三月青森県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

別表第二号中「一万五百円」を「二万九千五百円」に改め、同表第三号中「一万五百円」を「一万六千円」に改め、同表第四号中「一万三千円」を「二万六千五百円」に、「六千円」を「一万千円」に、「一万五百円」を「一万五千円」に改め、同表第九号中「規定する研修」の下に「（介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第四百十条の六十八第一項第一号に掲げるものに限る。）」を加え、「一万五千円」を「三万七千円」

に改め、同表中第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、同号の前に次の一号を加える。

<p>十 政令第三十七条の十五第一項に規定する研修 (介護保険法施行規則第四百十条の六十八第一 項第二号に掲げるものに限る。)を受けようとする者</p>	<p>主任介護支援専門員更 新研修受講手数料</p>		<p>三万六千円</p>
--	--------------------------------	--	--------------

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、別表第二号及び第三号の改正規定並びに同表第四号の改正規定(「一万五百円」を「一万五千円」に改める部分に限る。)は、規則で定める日から施行する。

青森県職業能力開発促進法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第二十八号

青森県職業能力開発促進法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例

青森県職業能力開発促進法関係手数料の徴収等に関する条例(平成十二年三月青森県条例第六十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第三条第一号」を「第二条第一号」に、「第三条第二号」を「第一条第二号」に改める。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

青森県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

青森県知事 三村 申 吾

青森県条例第二十九号

青森県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例

青森県森林整備加速化・林業再生基金条例（平成二十一年七月青森県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

青森県知事 三村 申 吾

青森県条例第三十号

青森県国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例

青森県国営土地改良事業負担金等徴収条例（昭和三十六年三月青森県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表中国営平川土地改良事業の項及び国営津軽北部土地改良事業の項を削り、国営平川二期土地改良事業の項の次に次のように加える。

国営津軽北部二期土地改良事業

県が負担する負担金の額の百分の三十六に相当する額

第五条第一項中「国営八戸平原土地改良事業又は」を「国営津軽北部二期土地改良事業、」に改め、「国営岩木川左岸土地改良事業」の下に「又は国営十三湖土地改良事業」を加える。

附則第三項中「国営平川土地改良事業及び」を削る。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県国営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

青森県知事 三村 申吾

青森県条例第三十一号

青森県国営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例

青森県国営土地改良事業分担金等徴収条例（昭和三十六年三月青森県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り上げ、第八号を削り、第九号を第七号とし、第十号から

第十二号までを二号ずつ繰り上げ、第十三号を削り、第十四号を第十一号とし、第十五号を削り、第十六号を第十二号とし、第十七号から第二十七号までを四号ずつ繰り上げる。

第六条第一項中「第七号、第九号、第十一号から第十三号まで」を「第六号から第十二号まで、第十四号」に、「第十六号、第十八号、第十九号、第二十一号」を「及び第十七号」に改め、「及び第二十七号」を削り、「及び産地づくり支援水田高度利用促進事業」を「産地づくり支援水田高度利用促進事業、集落基盤整備事業、農村災害対策整備事業及び農地保全整備事業」に改める。

附則第二項及び第三項を削り、附則第四項を附則第二項とし、附則第五項中「第三条第一項第十八号」を「第三条第一項第十四号」に改め、同項を附則第三項とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県港湾管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第三十二号

青森県港湾管理条例の一部を改正する条例

青森県港湾管理条例（昭和三十九年七月青森県条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第三号を次のように改める。

<p>三 ヨットハー バーに係る 物揚場</p>	<p>青森港浅虫地区</p>	<p>ヨット一艇につき 月額 一万二千九百六十円 ただし、使用期間が一月に満たない場合は、一日につき六百四十八円とする。</p>
----------------------------------	----------------	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第三十三号

青森県都市公園条例の一部を改正する条例

青森県都市公園条例（昭和五十三年三月青森県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項に次のただし書を加える。

ただし、当該使用料に係る許可の期間が当該許可を受けた日の属する年度の翌年度以降にわたるときは、翌年度以降の年度分の使用料は、規則で定めるところにより、毎年度、当該年度分を納入することができる。

別表第二第一号の表（備考を除く。）を次のように改める。

管理する場合	設置する場合		額
	その他の場合	青い森公園に法第二条第二項第七号に掲げる施設で営利を目的とするものを設置する場合	
一平方メートルにつき一年	一平方メートルにつき一年	三千四百七十円	金 額
六千三十円	二千七十円		

別表第二第四号イの表並びに第五号イの表、ウの表、エの表、オの表及びカの表中「中学校生徒」の下に「義務教育学校前期課程児童、義務教育学校後期課程生徒」を加える。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

青森県長期優良住宅建築等計画認定申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第三十四号

青森県長期優良住宅建築等計画認定申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例

青森県長期優良住宅建築等計画認定申請手数料等徴収条例（平成二十一年三月青森県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一号及び第二号を次のように改める。

			<p>一 法第五条第一項から第三項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定を受けようとする者</p>	
				<p>長期優良住宅建築等計画認定申請手数料</p>
				<p>新築の場合</p>
			<p>知事が定める者があらかじめ法第六条第一項各号（第三号を除く。）に掲げる基準に適合すると認められた場合</p>	
<p>住戸の数が二十六以上五十以下の共同住宅等に係る住戸の場合</p>	<p>住戸の数が十一以上二十五以下の共同住宅等に係る住戸の場合</p>	<p>住戸の数が六以上十以下の共同住宅等に係る住戸の場合</p>	<p>住戸の数が五以下の共同住宅等（共同住宅、長屋その他二戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。）に係る住戸の場合</p>	<p>一戸建ての住宅（住宅の用途以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。）の場合</p>
<p>五万八千円を認定申請数で除して得た額</p>	<p>三万千円を認定申請数で除して得た額</p>	<p>二万千円を認定申請数で除して得た額</p>	<p>一万二千円を一の共同住宅等に係る住戸について行われる法第五条第一項から第三項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請の数（以下「認定申請数」という。）で除して得た額</p>	<p>六千円</p>

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十						
	住戸の数が六以上十戸の場合	住戸の数が五以下の共同住宅等に係る住戸の場合	一戸建ての住宅の場合	住戸の数が三百以上の共同住宅等に係る住戸の場合	住戸の数が二百以上三百以下の共同住宅等に係る住戸の場合	住戸の数が百以上二百以下の共同住宅等に係る住戸の場合
	九万三千円を認定申請数で除して	五万七千円を認定申請数で除して得た額	一万五千元	二十一万円を認定申請数で除して得た額	二十万円を認定申請数で除して得た額	十六万円を認定申請数で除して得た額
						合
						住戸の数が五十一以上百以下の共同住宅等に係る住戸の場合
						十万円を認定申請数で除して得た額

<p>「住宅性能評価書（以下「住宅性能評価書」という。）により法第六条第一項第一号に係る基準に適合すると認められる場合</p>	<p>以下に共同住宅等に係る住戸の場合</p>	<p>住戸の数が十一以上二十五以下の共同住宅等に係る住戸の場合</p>	<p>住戸の数が二十六以上五十以下の共同住宅等に係る住戸の場合</p>	<p>住戸の数が五十一以上百以下の共同住宅等に係る住戸の場合</p>	<p>住戸の数が百一以上二百以下の共同住宅等に係る住戸の場合</p>	<p>住戸の数が二百一以上三百以下の共同住宅等に係る住戸の場合</p>	<p>住戸の数が三百一以上</p>
	<p>以下の共同住宅等に係る住戸の場合</p>	<p>住戸の数が十一以上二十五以下の共同住宅等に係る住戸の場合</p>	<p>住戸の数が二十六以上五十以下の共同住宅等に係る住戸の場合</p>	<p>住戸の数が五十一以上百以下の共同住宅等に係る住戸の場合</p>	<p>住戸の数が百一以上二百以下の共同住宅等に係る住戸の場合</p>	<p>住戸の数が二百一以上三百以下の共同住宅等に係る住戸の場合</p>	<p>住戸の数が三百一以上</p>
<p>百三十八万円を認定申請数で除し</p>	<p>得た額</p>	<p>得た額</p>	<p>得た額</p>	<p>得た額</p>	<p>得た額</p>	<p>得た額</p>	<p>得た額</p>

					その他の 場合	
住戸の数が五十一以 上百以下の共同住宅 等に係る住戸の場合	住戸の数が二十六以 上五十以下の共同住 宅等に係る住戸の場 合	住戸の数が十一以上 二十五以下の共同住 宅等に係る住戸の場 合	住戸の数が六以上十 以下の共同住宅等に 係る住戸の場合	住戸の数が五以下の 共同住宅等に係る住 戸の場合	一戸建ての住宅の場 合	上の共同住宅等に係 る住戸の場合
百五十万円を認定申請数で除して得 た額	六十一万円を認定申請数で除して 得た額	三十四万円を認定申請数で除して 得た額	十七万円を認定申請数で除して得 た額	十万円を認定申請数で除して得た 額	四万六千円	て得た額

		増築又は 改築の場 合			
知事が定 める者が あらかじめ め法第六 条第一項 各号（第 三号を除 く。）に 掲げる基 準に適合 すると認 めた場合					
住戸の数が百一以上 二百以下の共同住宅 等に係る住戸の場合	住戸の数が二百一以 上三百以下の共同住 宅等に係る住戸の場 合	住戸の数が三百一以 上の共同住宅等に係 る住戸の場合	一戸建ての住宅の場 合	住戸の数が五以下の 共同住宅等に係る住 戸の場合	住戸の数が六以上十 以下の共同住宅等に 係る住戸の場合
百九十五万円を認定申請数で除し て得た額	二百七十九万円を認定申請数で除 して得た額	三百四十二万円を認定申請数で除 して得た額	九千円	一万八千円を認定申請数で除して 得た額	三万二千円を認定申請数で除して 得た額
				四万七千円を認定申請数で除して 得た額	

住宅性能 評価書に より法第						
住戸の数が五以下の 合	住戸の数が五十一以 上 百以下の共同住宅 等に係る住戸の場合 合	住戸の数が二百一以 上 三百以下の共同住 宅等に係る住戸の場 合	住戸の数が二百一以 上 三百以下の共同住 宅等に係る住戸の場 合	住戸の数が百一以上 二百以下の共同住宅 等に係る住戸の場合	住戸の数が五十一以 上 百以下の共同住宅 等に係る住戸の場合	住戸の数が二十六以 上 五十以下の共同住 宅等に係る住戸の場 合
八万七千円を認定申請数で除して	二万三千円	三十二万円を認定申請数で除して 得た額	三十万円を認定申請数で除して得 た額	二十四万円を認定申請数で除して 得た額	十五万円を認定申請数で除して得 た額	八万八千円を認定申請数で除して 得た額

		六条第一 項第一号 に係る基 準に適合 すると認 められる 場合	
共同住宅等に係る住戸の場合	得た額	住戸の数が六以上十以下の共同住宅等に係る住戸の場合	十三万円を認定申請数で除して得た額
住戸の数が十一以上二十五以下の共同住宅等に係る住戸の場合	二十六万円を認定申請数で除して得た額	住戸の数が二十六以上五十以下の共同住宅等に係る住戸の場合	四十五万円を認定申請数で除して得た額
住戸の数が五十一以上百以下の共同住宅等に係る住戸の場合	六十九万円を認定申請数で除して得た額	住戸の数が百以上二百以下の共同住宅等に係る住戸の場合	百二十六万円を認定申請数で除して得た額
住戸の数が二百以上三百以下の共同住宅等に係る住戸の場合	百七十二万円を認定申請数で除して得た額		

		その他の場合		その他の場合	
住宅等に係る住戸の場合	合	住戸の数が三百以上の共同住宅等に係る住戸の場合	住戸の数が三百以上の共同住宅等に係る住戸の場合	二百八万円を認定申請数で除して得た額	
一戸建ての住宅の場合	合	住戸の数が五以下の共同住宅等に係る住戸の場合	住戸の数が五以下の共同住宅等に係る住戸の場合	十六万円を認定申請数で除して得た額	六万九千円
住戸の数が六以上十以下の共同住宅等に係る住戸の場合	合	住戸の数が十一以上二十五以下の共同住宅等に係る住戸の場合	住戸の数が十一以上二十五以下の共同住宅等に係る住戸の場合	二十六万円を認定申請数で除して得た額	
住戸の数が二十六以上五十以下の共同住宅等に係る住戸の場合	合			九十二万円を認定申請数で除して得た額	

	<p>二 法第八条第一項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定（法第九条第一項の規定による申請に係るものを除く。）を受けようとする者</p>			
	<p>長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料</p>			
	<p>新築の場合</p>			
	<p>知事が定める者があらかじめ法第六条第一項各号（第三号を除く。）に</p>			
<p>住戸の数が五十一以上百以下の共同住宅等に係る住戸の場合</p>	<p>住戸の数が百一以上二百以下の共同住宅等に係る住戸の場合</p>	<p>住戸の数が二百一以上三百以下の共同住宅等に係る住戸の場合</p>	<p>住戸の数が三百一以上の共同住宅等に係る住戸の場合</p>	<p>一戸建ての住宅の場合 住戸の数が五以下の共同住宅等に係る住戸の場合</p>
<p>百五十八万円を認定申請数で除して得た額</p>	<p>二百九十三万円を認定申請数で除して得た額</p>	<p>四百十九万円を認定申請数で除して得た額</p>	<p>五百十三万円を認定申請数で除して得た額</p>	<p>三千円 六千円を一の共同住宅等に係る住戸について行われる法第八条第二項において準用する法第五条第一項から第三項までの規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請の数（以下「変更認定申</p>

		掲げる基準に適合すると認められた場合	
住戸の数が六以上十以下の共同住宅等に係る住戸の場合	請数」という。)で除して得た額	住戸の数が十一以上二十五以下の共同住宅等に係る住戸の場合	一万円を変更認定申請数で除して得た額
住戸の数が二十六以上五十以下の共同住宅等に係る住戸の場合	二万九千円を変更認定申請数で除して得た額	住戸の数が五十一以上百以下の共同住宅等に係る住戸の場合	五万円を変更認定申請数で除して得た額
住戸の数が百一以上二百以下の共同住宅等に係る住戸の場合	八万三千円を変更認定申請数で除して得た額	住戸の数が二百一以上の共同住宅等に係る住戸の場合	十万円を変更認定申請数で除して得た額

住宅性能 評価書に より法第 六条第一 項第一号 に係る基 準に適合 すると認 められる 場合	住宅性能 評価書に より法第 六条第一 項第一号 に係る基 準に適合 すると認 められる 場合	住宅性能 評価書に より法第 六条第一 項第一号 に係る基 準に適合 すると認 められる 場合	住宅性能 評価書に より法第 六条第一 項第一号 に係る基 準に適合 すると認 められる 場合	住宅性能 評価書に より法第 六条第一 項第一号 に係る基 準に適合 すると認 められる 場合	住宅性能 評価書に より法第 六条第一 項第一号 に係る基 準に適合 すると認 められる 場合
<p>住戸の数が百一以上 二百以下の共同住宅 等に係る住戸の場合</p>	<p>住戸の数が五十一以 上百以下の共同住宅 等に係る住戸の場合</p>	<p>住戸の数が二十六以 上五十以下の共同住 宅等に係る住戸の場 合</p>	<p>住戸の数が十一以上 二十五以下の共同住 宅等に係る住戸の場 合</p>	<p>住戸の数が六以上十 以下の共同住宅等に 係る住戸の場合</p>	<p>一戸建ての住宅の場 合</p>
<p>四十二万円を変更認定申請数で除 して得た額</p>	<p>二十三万円を変更認定申請数で除 して得た額</p>	<p>十五万円を変更認定申請数で除し て得た額</p>	<p>八万七千円を変更認定申請数で除 して得た額</p>	<p>四万六千円を変更認定申請数で除 して得た額</p>	<p>七千円</p>

		その他の場合			
住戸の数が二十六以上 合	住戸の数が十一以上 二十五以下の共同住 宅等に係る住戸の場 合	住戸の数が六以上十 以下の共同住宅等に 係る住戸の場合	住戸の数が五以下の 共同住宅等に係る住 戸の場合	一戸建ての住宅の場 合	住戸の数が三百一以 上の共同住宅等に係 る住戸の場合
三十万円を変更認定申請数で除し	十七万円を変更認定申請数で除し て得た額	八万六千円を変更認定申請数で除 して得た額	五万四千円を変更認定申請数で除 して得た額	二万三千元	六十九万円を変更認定申請数で除 して得た額
					等に係る住戸の場合 住戸の数が二百一以 上三百以下の共同住 宅等に係る住戸の場 合
					五十七万円を変更認定申請数で除 して得た額

増築又は 改築の場 合							
知事が定 める者が あらかじ め法第六 条第一項							
戸の場 合	住戸の数が五以下の 共同住宅等に係る住 戸の場合	一戸建ての住宅の場 合	住戸の数が三百一以 上の共同住宅等に係 る住戸の場合	合	住戸の数が二百一以 上三百以下の共同住 宅等に係る住戸の場 合	住戸の数が百一以上 二百以下の共同住宅 等に係る住戸の場合	住戸の数が五十一以 上百以下の共同住宅 等に係る住戸の場合
得た額	九千円を変更認定申請数で除して 得た額	四千円	百七十一万円を変更認定申請数で 除して得た額	除して得た額	百三十九万円を変更認定申請数で 除して得た額	九十七万円を変更認定申請数で除 して得た額	五十二万円を変更認定申請数で除 して得た額
							上五十以下の共同住 宅等に係る住戸の場 合
							得た額

各号（第三号を除く。）に掲げる基準に適合すると認められた場合	住戸の数が六以上十以下の共同住宅等に係る住戸の場合	住戸の数が十一以上二十五以下の共同住宅等に係る住戸の場合	住戸の数が二十六以上五十以下の共同住宅等に係る住戸の場合	住戸の数が五十一以上百以下の共同住宅等に係る住戸の場合	住戸の数が二百一以上三百以下の共同住宅等に係る住戸の場合
一万六千円を変更認定申請数で除して得た額	二万三千円を変更認定申請数で除して得た額	四万四千円を変更認定申請数で除して得た額	七万五千円を変更認定申請数で除して得た額	十二万円を変更認定申請数で除して得た額	十五万円を変更認定申請数で除して得た額

	住宅性能 評価書に より法第 六条第一 項第一号 に係る基 準に適合 すると認 められる 場合				
住戸の数が三百一 以上の共同住宅等に係 る住戸の場合	一戸建ての住宅の場 合 住戸の数が五以下の 共同住宅等に係る住 戸の場合	住戸の数が六以上十 以下の共同住宅等に 係る住戸の場合	住戸の数が十一以上 二十五以下の共同住 宅等に係る住戸の場 合	住戸の数が二十六以 上五十以下の共同住 宅等に係る住戸の場 合	住戸の数が五十一以 上百以下の共同住宅
十六万円を変更認定申請数で除し て得た額	一万千円	六万九千円を変更認定申請数で除 して得た額	十三万円を変更認定申請数で除し て得た額	二十二万円を変更認定申請数で除 して得た額	三十四万円を変更認定申請数で除 して得た額

その他の場合		その他の場合		その他の場合		その他の場合	
		<p>住戸の数が五以下の共同住宅等に係る住戸の場合</p>	<p>住戸の数が六以上十以下の共同住宅等に係る住戸の場合</p>	<p>住戸の数が三百以上の共同住宅等に係る住戸の場合</p>	<p>住戸の数が二百一以上三百以下の共同住宅等に係る住戸の場合</p>	<p>住戸の数が百一以上二百以下の共同住宅等に係る住戸の場合</p>	<p>等に係る住戸の場合</p>
<p>住戸の数が十一以上</p>		<p>八万千円を変更認定申請数で除して得た額</p>	<p>十三万円を変更認定申請数で除して得た額</p>	<p>百四万円を変更認定申請数で除して得た額</p>	<p>八十六万円を変更認定申請数で除して得た額</p>	<p>六十三万円を変更認定申請数で除して得た額</p>	<p>三万四千円</p>

附
則

<p>二十五以下の共同住宅等に係る住戸の場合</p>		<p>住戸の数が二百一以上二百以下の共同住宅等に係る住戸の場合</p>		<p>住戸の数が五十一以上百以下の共同住宅等に係る住戸の場合</p>	
<p>して得た額</p>		<p>二百九万円を 変更認定申請数 で除して得た額</p>		<p>七十九万円を 変更認定申請数 で除して得た額</p>	
<p>四十六万円を 変更認定申請数 で除して得た額</p>		<p>二百五十六万円を 変更認定申請数 で除して得た額</p>			

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

青森県学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第三十五号

青森県学校職員定数条例の一部を改正する条例

青森県学校職員定数条例（昭和三十六年三月青森県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第一項の表中「二、七五九人」を「二、七二五人」に、「二九七人」を「一九八人」に、「一、一六七人」を「一、一七〇人」に、「三、三二七人」を「三、二八二人」に、「五、〇九三人」を「四、九六三人」に、「二、五五七人」を「二、三六二人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

青森県立少年自然の家条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第三十六号

青森県立少年自然の家条例の一部を改正する条例

青森県立少年自然の家条例（昭和四十六年七月青森県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第三条中「少年自然の家」を「青森県立梵珠少年自然の家」に改める。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

青森県白神山地ビジターセンター条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第三十七号

青森県白神山地ビジターセンター条例等の一部を改正する条例

（青森県白神山地ビジターセンター条例及び青森県武道館条例の一部改正）

第一条 次に掲げる条例の規定中「中学校生徒」の下に「義務教育学校前期課程児童、義務教育学校後期課程生徒」を加える。

一 青森県白神山地ビジターセンター条例（平成十年六月青森県条例第三十五号）別表

二 青森県武道館条例（平成十二年三月青森県条例第九十三号）別表第二号の表及び第四号の表

（青森県職業能力開発促進法施行条例の一部改正）

第二条 青森県職業能力開発促進法施行条例（平成二十五年三月青森県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「中学校卒業生」の下に「義務教育学校卒業生」を加える。

(青森県水族館条例の一部改正)

第二条 青森県水族館条例(昭和五十八年三月青森県条例第三号)の一部を次のように改正する。

別表第一号の表中「中学校生徒」の下に「義務教育学校後期課程生徒」を加え、「及び小学校児童」を「小学校児童及び義務教育学校前期課程児童」に改め、「中学校」の下に「義務教育学校」を加える。

(青森県営スケート場条例の一部改正)

第四条 青森県営スケート場条例(昭和六十年三月青森県条例第一号)の一部を次のように改正する。

別表第一号イの表中「小学校児童」の下に「義務教育学校前期課程児童」を、「中学校生徒」の下に「義務教育学校後期課程生徒」を加え、同表の備考中「小学校」の下に「又は義務教育学校前期課程」を加える。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

青森県警察職員定員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第三十八号

青森県警察職員定員条例の一部を改正する条例

青森県警察職員定員条例（昭和二十九年六月青森県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表中「九七人」を「九八人」に、「一九九人」を「二〇〇人」に、「六五七人」を「六六〇人」に、「六七九人」を「六八一一人」に、「六九九人」を「七〇一人」に、「二、三三一人」を「二、三四〇人」に、「二、七〇七人」を「二、七二六人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

青森県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第二十九号

青森県議会委員会条例の一部を改正する条例

青森県議会委員会条例（昭和三十一年九月青森県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の表総務企画委員会の項を次のように改める。

総務企画危機管理委員会	総務部、企画政策部、危機管理局、出納局、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会及び議会議事事務局の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項	八人
-------------	--	----

附 則

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 改正前の青森県議会委員会条例第一条に規定する総務企画委員会の委員として選任された者は、改正後の青森県議会委員会条例第一条に規定する総務企画危機管理委員会の委員として選任された者とみなす。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭